　　　　　　　　　　　　規約

第1条（名称）　この団体は、「　　　　　　　　　　　　　　　　」とする。

第2条（所在地）　この団体を、次の所在地に置く。

　　　　　　　　　茨城県　笠間市

第3条（目的）　この団体は、各種法律・条例等を遵守したうえで、主に　　地内におけるイノシシ等の有害鳥獣捕獲活動をすることを目的とする。

第4条（構成員）　この団体の構成員は、別紙名簿のとおりとする。

第5条（役員）　この団体に、次の役員を置く。

　　　　　　　　・代表者　　１名　　・会計１名

第6条（運営）　団体は、諸問題が発生した場合は、随時会議を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

第7条（財務）　活動に必要な資金については、会計が適正に管理を行い、各猟期ごとに代表者の閲覧を受けるものとする。

第8条（改正）　この規約は、構成員の過半数の同意をもって改正することができる。

第9条（設立年月日）　本会の設立年月日は令和　年　月　日とする。

第10条（規約施行日）　本会則は、令和　年　月　日より施行する。